様式第２号（第５条関係）
許可第５－９号

一般廃棄物処理業許可書

住　所　静岡県島田市島１１８番地１
氏　名　有限会社　塚本商店
代表取締役　塚本和成

令和３年１２月１６日付けの一般廃棄物処理業許可申請については、吉田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第５条の規定により、下記のとおり許可します。

令和５年１２月２０日

吉田町長　田　村　典　彦

記

１	取扱一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物（可燃物・金属類・ガラス類） 家庭系一般廃棄物（多量ごみ・粗大ごみのみ） （し尿及び浄化槽汚泥又は感染性でないものに限る。）
２	業務の内容	一般廃棄物の収集・運搬
３	有効期間	令和６年１月７日から 令和８年１月６日まで
４	営業の区域	吉田町全域

５　その他（環境衛生上必要な条件）

⑴　関係法令を遵守すること。

⑵　毎月１０日までに前月分の収集運搬実績報告書を町長あて提出すること。

⑶　吉田町牧之原市広域施設組合清掃センター及びリサイクルセンター（以下「清掃センター等」という。）へは、上に掲げる営業の区域以外で発生した一般廃棄物を搬入してはならない。また、搬入の際は、以下の事項を遵守すること。

ア　業務の実施について、町長若しくは吉田町牧之原市広域施設組合管理者から指示があったときは、これに従うこと。

イ　一般廃棄物は、あらかじめ指定された区分ごとに分別した後、清掃センター等へ搬入すること。

⑷　吉田町牧之原市広域施設組合衛生センターへは、上に掲げる営業の区域以外で発生した一般廃棄物を搬入してはならない。また、搬入の際は、以下の事項を遵守すること。